



市老連だより 17

平成 31 年 3 月 1 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

21年度制度改革に向けた議論がスタート ～社会保障審議会・介護保険部～

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

社会保障審議会・介護保険部会は2月25日開かれ、次の制度改革に向けた議論を開始しました。今後、▽介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）▽保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）▽地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）▽認知症「共生」・「予防」の推進▽持続可能な制度の再構築・介護現場の革新の5つの課題を軸に検討を重ねて2019年冬頃に意見をまとめ、20年の通常国会への改正法案提出を目指します。都道府県は改正内容を踏まえて、21年4月からの「第8期介護保険事業計画」（3年間）を策定することになります。

◆一般介護予防事業の一層の推進を目指し、検討会を設置

また、厚生労働省は同日の部会に、「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」の設置を報告しました。14年の介護保険法改正で導入された一般介護予防事業は、単なる介護予防にとどまらず、高齢者を支える地域づくりなども含めた総合的なアプローチを行う点が大きな特徴。市町村が実施主体となり、▽介護予防把握事業▽介護予防普及啓発事業▽地域介護予防活動支援事業▽一般介護予防事業評価事業▽地域リハビリテーション活動支援事業の5つの事業の中から、地域の実情などに合わせて必要な事業を選択・組み合わせて提供しています。検討会は、介護予防に詳しい学識経験者、自治体、職能団体の

関係者などで構成。4月に初会合を開きます。介護予防を巡っては、これまで
は保険制度の違いによってバラバラに行われてきた、高齢者の保健事業（生活
習慣病・フレイル対策）と介護予防の一体的実施を盛り込んだ健康保険法等一
部改正法案が今通常国会に提出中。このため検討会は、一体的実施の具現化に
向けた専門職の効果的な関わり方のほか、一般介護予防事業に今後求められる
機能や、さらなる推進方策などを議論。年内に検討結果をまとめ、介護保険部
会に報告する見通しです。

詳細資料については、下記URLにアップされています。あわせてご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000184159_00002.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612